～宇美町の発展に尽くされた方へ～

宇美町自治功労者推戴式

11月13日（日）博多サンヒルズホテルにおいて、宇美町自治功労者推戴式が行われました。

長年にわたり、町自治行政の振興、公益の増進に寄与された高橋省治さんが新たに宇美町自治功労者に推戴されました。推戴式には、安川町長をはじめ、歴代の自治功労者や議会関係者が出席され、高橋氏へお祝いの言葉をかけられました。

高橋　省治氏

昭和51年から現在まで、35年以上の長きにわたり、町医及び校医として保健管理に関し、専門的な立場から適切な指導や助言をするなど活躍。また、歯科健診や健康診査事業などを通して、児童・生徒はもとより地域住民の健康増進に寄与。さらに宇美町国民健康保険運営協議会の委員など様々な要職に就任され、地域保健医療発展のため多大な貢献をされる。

【問い合わせ】
総務課総務係　TEL９３２-１１１１

《所得税還付申告のご相談は、糟屋地区還付申告センターで》

多額の医療費を支払った場合や住宅ローンを利用して自宅を購入・増改築等をした場合、また、平成23年中に退職され年末調整が済んでいない人等は、申告することにより源泉徴収された所得税が還付されることがあります。糟屋地区還付申告センターでは、税務署職員及び税理士が還付申告の相談に応じます。

◆日時　1月26 日(木)、1月27 日(金)【午前の部】9時半～ 11 時半【午後の部】13 時～15時

◆場所　志免町総合福祉施設シーメイト

◆住宅借入金等特別控除

10 年以上の住宅ローンを利用して、マイホームを新築・購入・増改築等をしたときには、一定の要件にあてはまれば、その住居に住み始めた年から住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◆医療費控除

自己または自己と生計をともにする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の算式により計算した医療費を医療費控除として所得金額から控除できます。

この場合の医療費とは、平成23 年の1月から12 月までに支払った医療費の合計額から保険等で補填された金額を除いた合計額を指し、その合計額が、10 万円または所得金額の５％のいずれか少ないほうの金額より多い場合に対象となります。

◆持ってくるもの

印鑑、本人名義の振込先口座番号等がわかるもの、源泉徴収票等収入の証明書(正本)、生命保険料及び地震保険等支払証明書、医療費領収証など。詳しくはお問い合わせください。

※ただし、還付申告センターでは次に該当する場合の相談は行っていません。

イ、事業を営む方　ロ、生命保険等の営業職員の方　ハ、不動産所得のある方
ニ、原稿料、報酬・料金等の収入のある方　ホ、不動産または株式等の譲渡所得のある方
へ、財産の贈与または相続を受けた方

《香椎税務署で申告される方へ》

香椎税務署では、確定申告相談会場（仮設会場）を２月１日（水）から開設します。

※所得税の還付申告は１月以降提出することができます。
※土、日曜日及び祝日は休みです。ただし、２月19日・２月26日に限り確定申告の相談を行います。
※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関または最寄の有料駐車場をご利用ください。

◆申告書の提出期限◆

所得税・贈与税の申告と納税は、	個人事業者消費税の申告と納税は、
平成24年 ３月15日(木)まで	平成24年 ４月２日(月)まで

申告書等の作成は、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
www.nta.go.jp　国税庁

【問い合わせ】
香椎税務署個人課税第一部門　TEL６６１－１０３１

上下水道課からのお知らせ

排水設備工事はお済みですか？

下水道工事の完了した地域のくみ取りトイレは、下水道法第11条の３の規定によって供用開始日から３年以内に、水洗トイレに改造しなければならないように義務付けられています。平成21年３月31日（第14期）に供用開始した地域（下図青色の地域）の皆様は、平成24年３月末をもって３年経過となりますので、水洗化促進のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、３年を過ぎますと奨励金あるいは融資あっせんが受けられなくなります。（一部私道関係を除く）

工事は指定工事店で！

供用開始区域内での排水設備工事は「宇美町排水設備指定工事店」でなければ出来ません。

平成23年12月１日現在、75社の指定店がございます。今年の広報うみ４月号折り込みチラシ、または上下水道課に一覧表がございますのでご参照ください。

ー宇美町多々良川流域関連公共下水道供用開始区域図（抜粋）ー

【排水設備は適切に管理しましょう】

本人は公共下水道に切り替わっていると思っていても、トイレ以外の排水がそのまま側溝へ流れていた事例が見受けられています。一度、ご自宅の排水が側溝へそのまま流れていないか確認していただき、もし側溝へ流れている場合には速やかに公共下水道への切り替え工事をお願いいたします。

【不審な訪問業者にご注意ください】

最近、「下水道管のつまりの調査をしています。宅内も調査しましょうか」などと、突然業者が訪問するケースが発生しています。町では、宅内配管のつまりの調査をすることはございませんので、不審に思った場合は、即決せずに町上下水道課までご相談ください。

【問い合わせ】　上下水道課　TEL９３４－２２２４

くらしに役立つまめ知識

無料日帰りバス旅行に当選！しかし高額なネックレスを買うことに…

【相談事例】

近所のスーパーで当選した無料日帰りバス旅行に参加した。目的の温泉に向かう途中、宝石会社の直売店に立ち寄った。商品を見ていると販売員が寄ってきて、磁気ネックレスを勧めてきた。20万円と高額だったが、「肩こりや冷え性に効く」「今だけ値引きがある」「分割手数料がかからない」などの点にひかれ、分割払いで買うことにした。翌日、家族から反対されたこともあり後悔し始めた。よく考えると高い買い物だったと思う。できれば解約したい。

【アドバイス】

スーパーマーケットや飲食店等で当選した無料バス旅行に行き、目的地に向かう途中に立ち寄った施設で、高額な宝石類や毛皮製品等を買ってしまった、という相談が寄せられています。その場の雰囲気に飲まれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりして、つい購入してしまうケースが目立ちます。中には、ぴったりと店員に付かれたり、数人の店員に囲まれたりして、断りきれずに契約してしまう例もありました。

クーリング・オフ等ができる場合もありますが、まずは、契約する前に本当に必要なものかをよく考え、冷静に判断することが大切です。断りにくい状況にあっても、要らなければはっきりと断る勇気を持ちましょう。困った時は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

●消費生活に関する相談は
・福岡県消費生活センター　TEL６３２-０９９９
・産業振興課　TEL９３４-２２２３